

黒部市天神新児童公園外10都市公園指定管理者募集要項

黒部市が設置している黒部市天神新児童公園外10都市公園（天神新児童公園、堀切児童公園、はまなす公園、牧野児童公園、新黒部グリーントウン児童公園、北堀切児童公園、杓掛児童公園、大越児童公園、立野児童公園、舌山街区公園及びふれあい湧水公園）のサービス向上と効率的な運営を図るため、「黒部市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成18年黒部市条例第48号。以下「条例」という。）に基づいて、次により指定管理候補者の選定のための募集を行います。

I 施設概要に関する事項

1 施設の概要

- (1) 名称 黒部市天神新児童公園外10都市公園（以下「公園」という。）
別表1「黒部市天神新児童公園外10都市公園一覧表」を参照
- (2) 所在地 別表1「黒部市天神新児童公園外10都市公園一覧表」を参照
- (3) 設置目的 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
- (4) 規模 別表1「黒部市天神新児童公園外10都市公園一覧表」を参照
- (5) 主な施設内容 別表1-2「黒部市天神新児童公園外10都市公園管理施設一覧」を参照
- (6) 現在の管理運営体制
社会福祉法人くろべ福祉会による指定管理

II 募集に関する事項

1 申請資格

- (1) 指定管理候補者に求める要件
申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体とします。
 - ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていないこと。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当又はその事実があった後2年を経過しないものでないこと。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により更生又は再生手続を行っていないこと。
 - ④ 次の（ア）から（オ）までに該当しないこと。
 - （ア）暴力団（黒部市暴力団排除条例（平成24年黒部市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）。
 - （イ）法人等の代表者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）又は法人等の被用者（代表者等を除くすべての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（黒部市暴力団排除条例第2条第

- 3号。以下「暴力団員等」という。)
- (ウ) 法人等の代表者等又は被用者が暴力団又は暴力団員等を利用した場合
- (エ) 法人等の代表者等又は被用者が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- (オ) 法人等の代表者等又は被用者が暴力団又は暴力団員等との密接な交際関係または社会的に非難される関係を有している場合
- ⑤ 理事その他の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 申請年度及び申請の前年度において黒部市税に滞納がないこと。

※上記の要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合はその指定期間の満了時まで、継続して満たす必要があります。

※上記の要件を満たしているか必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

2 指定管理者が行う業務の範囲・内容

- ① 管理施設の供用に関する業務
- ② 管理施設の施設及び付属設備等の維持管理に関する業務
- ③ その他仕様書に記載する管理運営に必要な業務

※業務内容の詳細については、募集要項に添付の「黒部市天神新児童公園外10都市公園指定管理業務仕様書」をご覧ください。

※指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提出のあった内容に基づき市と指定管理者と協議のうえ決定し、協定を締結することとします。

3 管理の基準

(1) 開園時間

午前9時から午後5時まで

(2) 管理の基準に関する提案について

施設を最大限に活用するという観点から、上記で定める管理の基準を上回る基準（開園時間の延長等）で管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。ただし、この場合において、5(1)で定める指定管理料の増額は行いません。

(3) 法令等の遵守

- ・ 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・ 指定管理者は、黒部市個人情報保護条例（平成24年黒部市条例第4号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じていただく予定です。
- ・ 指定管理者は、黒部市情報公開条例（平成24年黒部市条例第3号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めていただく予定です。
- ・ 指定管理者は、黒部市行政手続条例（平成18年黒部市条例第17号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることになります。
- ・ 条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。
- ・ 指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年

間保存するものとします。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

5 管理に要する経費

(1) 指定管理料の額

公園の管理に要する経費は、市が支払う指定管理料、公園の利用料金収入によって賄うこととします。このうち、市が支払う指定管理料の額については、次に定める基準額を参考に提案を求めます。

《指定管理料の基準額》

(単位：千円)

区分	R6	R7	R8	R9	R10	合計
管理に要する経費 (A)	4,942	4,942	4,942	4,942	4,942	24,710
利用料金等収入見込額 (B)	0	0	0	0	0	0
基準額 (A-B)	4,942	4,942	4,942	4,942	4,942	24,710

※「管理に要する経費 (A)」は、修繕料 129 千円を含みます。

※管理に要する経費は、消費税率 10%で積算しています。

※消費税率変更に伴う利用料金等の増額があった場合は、別途市と協議することとします。

※公園の管理運営費については、指定管理者制度の趣旨でもある経費の節減を考慮のうえ積算してください。

※積算にあたっては、管理運営費実績（別表2）等を参考にしてください。

※自主事業に要する経費は、原則として指定管理者の負担とします。

※市からの指定管理料の額は、申請時に事業計画書に提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。

※令和5年度市議会12月定例会において、債務負担行為を行い、指定期間中の指定管理料を確保する予定です。

(2) 指定管理料の支払方法

年間の指定管理料は、次のとおり4回に分割して支払います。

最後の支払いは、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

第1回支払	毎年度4月	指定管理料の30%に相当する額
第2回支払	毎年度8月	指定管理料の30%に相当する額
第3回支払	毎年度12月	指定管理料の30%に相当する額
第4回支払 (出納整理期間)	当該年度の事業報告書の 内容確認後	指定管理料の残額

※上記の支払方法について、指定管理者が変更を希望する場合は、双方協議して協定に定めることとします。

(3) 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰

余金については、修繕料を除き、原則として精算による返納は求めません。

また、利用料金収入の減少や管理経費の増加により不足額が生じた場合、補てんは行いません。

(4) 留意事項

ア 指定管理料の変更

市の求めに応じ指定管理者が実施する業務を変更した場合及び社会経済情勢の大幅な変動があった場合を除き、原則として変更しません。

イ 修繕について

- ・指定管理料に次の指定修繕料を含めることとし、これを超える場合は事前に市と協議し、その後の処理を決定するものとします。
- ・指定管理者が実施する修繕の範囲は、次のとおりとし、1件5万円を超える修繕は、事前に市と協議するものとします。

区分	修繕の範囲	指定修繕料(上限額)
小規模修繕 (突発的な修繕)	施設の劣化した部分、低下した機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させるもので1件10万円未満の修繕	各年度 129千円
計画的な修繕	1件10万円未満の修繕	※追加措置とします。

- ・1件10万円以上の大規模修繕及び1件10万円以上の計画的な修繕については、事前に指定管理者と協議のうえ、市が執行することとします。
- ・修繕料について不用額が生じた場合は、市の指定する期日までに返納するものとし、業務収支計画書の修繕料の欄は、129千円と記載すること。

[参考] 過去3年間の修繕の実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	13件	10件	7件
支出額	445千円	266千円	252千円
主な修繕内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ修繕 ・トイレドア修繕 ・トイレ漏水修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ修繕 ・浄化槽ポンプ修繕 ・トイレ漏水修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両修繕 ・刈払機修繕 ・ガラス修繕 ・トイレ漏水修繕

ウ 備品購入について

- ・公の施設の備品（黒部市会計規則（平成18年黒部市規則第33号）第80条第2項に規定する備品をいう。）については、原則として、市が購入することとします。
- ・指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に市と協議することとします。ただし、指定期間の満了時においては、条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・指定管理者は、市に帰属する備品について、取得及び廃棄等の異動をする場合は、事前に市と協議することとします。

エ 保険加入について

現在、市及び指定管理者が加入している保険は次のとおりです。

市の出資法人や公共的団体が指定管理者となる場合に市が引き続き被保険

者となり、指定管理者が民間事業者の場合には対象とならない保険がありますので、当該民間事業者が指定管理者となる場合は、損害賠償時に対応できるよう、原則として現在市が加入している保険と同等以上の保険に加入することとし、応募に際しては、業務収支計画書に加入予定の保険料の金額を明記してください。

なお、選定の際に、民間事業者の加入する保険料の加算によって、保険料の支払いが不要な出資法人等との間に不利益が生じないように配慮します。

- ・建物総合損害保険：令和6年4月以降も市で継続加入
- ・賠償責任保険：出資法人及び公共的団体の場合、令和6年4月以降も市で継続加入しますが、民間事業者の場合は指定管理者で加入
てん補限度額（法律上の賠償責任が生じるもの）

身体賠償	1人につき	1億円
	1事故につき	10億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円

オ 自動販売機の管理について

- ・施設内の自動販売機については、市が設置するものとします。
- ・自動販売機設置にかかる責任は市が負いますが、日常的に必要な管理業務については、指定管理料とは別に委託することとします。

カ 市が行う脱炭素の取組により生じた燃料費・光熱水費の余剰金は、精算協議の対象とします。

6 指定管理者と市との責任分担

責任分担については、次のとおりとし、協定により定めることとします。

内 容		負担者	
		市	指定管理者
施設の維持管理・運営			○
施設の法的管理	利用承認、承認の取消し		○
	目的外使用許可	○	
施設内設備、備品の維持管理			○
周辺住民、利用者等からの苦情・要望等対応		協議事項	
施設の修繕	小規模修繕		○
	大規模修繕	○	
不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加		○	
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク		○	
物価・金利変動に伴う経費の増加			○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う経費の増加		○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	上記以外の変更		○

支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記の場合以外		○
種類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償		○
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償	○	
損害賠償保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）			○
施設保険（火災・建物共済等）		○	
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用）			○

7 報告書の提出

(1) 定期報告書（月報）

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出していただきます。報告書の詳細については協定により定めることとします。

(2) 事業報告書（事業年度報告書）

指定管理者は、条例第6条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。報告書の詳細については協定により定めることとします。

8 指定管理者による自主事業の提案

指定管理業務仕様書に記載された業務以外に指定管理者が自主事業を行う場合は、次の事項に留意のうえ、（様式第2号の3）「自主事業の内容」に記載してください。

- ① 内容が公の施設の設置目的に合致するものであること。
- ② 実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと。
- ③ 収支計画上、市が支出する指定管理料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと。
- ④ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- ⑤ 自主事業を行う場合においても、施設の利用にかかる収入は利用料金収入として計上すること。

※自主事業は、市で検討し、市の承認した事業に限り実施できるものとします。

9 指定管理者による事業評価（目標指標の提案）

- ・ 指定管理者は、公の施設の管理運営によって市民の満足度向上が図られているかを検証するとともに、業務改善や施設改善を図るため、利用者アンケート等による事業評価を行います。
- ・ 指定管理者には、市民の満足度向上等に向けた客観的な評価や検証を行うための目標指標の提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果や目標指標の達成状況については、事業報告書に記載していただきます。

10 市による調査・指示等

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対し、条例第7条の規定に基づいて、当該管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をする場合があります。

11 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記10の市による指示に従わない場合、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められる場合、市は条例第9条の規定に基づき、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

Ⅲ 応募・選定に関する事項

1 募集

(1) 募集要項の配付期間

令和5年9月11日(月)～令和5年10月10日(火)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(2) 配付場所

黒部市都市創造部街路公園課業務係

〒938-8555 黒部市三日市1301番地

電話：0765-54-2111(内線2124) FAX：0765-57-2502

Eメールアドレス：gairokouen@city.kurobe.lg.jp

2 申請方法

(1) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

①指定申請書(様式第1号)

②事業計画書(様式第2号の1～4)

③代表者等名簿(様式第3号)

④誓約書(様式第4号)

⑤定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類(法人以外の団体は会則等)

⑥法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

⑦申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
その他の財務の状況を明らかにすることができる書類

⑧申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類

(2) 提出部数

片面印刷で正本1部、副本(写し)1部

(3) 申請先及び申請方法

次の提出先に持参いただくか、郵便書留により送付してください。

なお、電子メール、FAXでの申請は認めません。

(提出先)

黒部市都市創造部街路公園課業務係

〒938-8555 黒部市三日市1301番地

(4) 提出期間

- ・令和5年9月11日(月)から令和5年10月10日(火)午後5時15分まで
- ・郵送の場合は、郵便書留により最終日の午後5時15分までに必着

(5) 留意事項

- ・提出期限終了後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は黒部市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づい

て個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

3 質疑応答

(1) 質問・回答方法

- ・質問書（様式第5号）に記載のうえ、FAX又は電子メールで提出ください。
- ・募集要項を配付した全ての方に対して、提出された質問（説明会での質疑応答を含む）及び質問への回答をFAX又は電子メールします。

(2) 質問受付期間 令和5年9月11日（月）～令和5年9月22日（金）

(3) 質問への回答日 令和5年9月29日（金）又は随時行います。

4 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ・選定は、指定管理者選定委員会において書面審査により行いますが、必要に応じて申請者に対して聞き取り審査を行うものとします。
- ・審査は10月下旬に非公開で行う予定です。

(2) 審査基準

審査にあたっては、次の審査基準に基づき採点し、最高得点の申請者を選定委員会の選定意見とし、最終的に市において指定管理候補者を決定します。

	選定項目	配点
1	施設の設置目的の達成に関する取組み	45
2	効率性の向上に関する取組み	35
3	公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み	20
	合計	100

(3) 審査結果

応募者全員に通知するとともに、公開します。

IV 指定・協定に関する事項

1 指定管理者の指定

決定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて市議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

指定後、指定管理者となるものにその旨を通知し、告示します。

2 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、市と指定管理者との協定を締結することとします。

① 基本協定

指定期間を通じて適用する事項について基本協定を締結します。主な事項については、次のとおりとします。

- ・管理業務の範囲
- ・管理の基準
- ・権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ・指定管理料の支払方法
- ・事業計画及び事業報告
- ・市と指定管理者の責任分担
- ・指定の取消し及び管理業務の停止
- ・原状回復義務
- ・損害賠償義務
- ・個人情報保護
- ・情報公開
- ・その他

② 年度協定

年度毎に取り決めるべき事項について年度協定を締結します。

- ・当該年度の管理業務の内容
- ・当該年度の指定管理料
- ・その他

V その他

1 スケジュール

令和5年9月11日(月)	募集要項等の公表
9月11日(月)～10月10日(火)	募集要項等の配布、申請受付
9月11日(月)～9月22日(金)	質問の受付
9月29日(金)	質問の回答
10月10日(火)	申請書提出期限
10月下旬	選定委員会による選定 (指定管理候補者の決定)
市議会12月定例会 議決以降	指定管理者指定の議決 指定管理者の指定、告示 指定管理者との協定書の締結 指定管理者による管理開始
令和6年4月1日(月)	

2 配付資料

- ①黒部市都市公園条例及び同条例施行規則
- ②黒部市都市公園指定管理業務仕様書
- ③指定申請様式
- ④公園平面図

<問い合わせ先>

黒部市都市創造部街路公園課業務係

(事務担当：木本、折川)

電話：0765-54-2111 (内線2124) FAX：0765-57-2502

Eメールアドレス：gairokouen@city.kurobe.lg.jp

(別表 1)

■黒部市天神新児童公園外10都市公園一覧表

	公園名	住所	面積	委託予定面積	備考
1	天神新児童公園	天神新地内	0.29 ha	0.29 ha	
2	堀切児童公園	堀切地内	0.10 ha	0.10 ha	
3	はまなす公園	岡地内	0.40 ha	0.40 ha	
4	牧野児童公園	牧野地内	0.75 ha	0.75 ha	
5	新黒部グリーンタウン児童公園	若栗地内	0.21 ha	0.21 ha	
6	北堀切児童公園	堀切地内	0.11 ha	0.11 ha	
7	杳掛児童公園	杳掛地内	0.11 ha	0.11 ha	
8	大越児童公園	若栗地内	0.07 ha	0.07 ha	
9	立野児童公園	立野地内	0.19 ha	0.19 ha	
10	舌山街区公園	若栗地内	0.06 ha	0.06 ha	
11	ふれあい湧水公園	大開及び荒俣地内	0.27 ha	0.27 ha	
	計		2.56 ha	2.56 ha	

(別表 1 - 2)

■黒部市天神新児童公園外10都市公園管理施設一覧

	公園名	雲梯 基	ハンチ 基	ブランコ 基	滑り台 基	水飲場 基	トイレ 基	鉄棒 基	照明機器 基
1	天神新児童公園	1	7	1	1	1	1	1	
2	堀切児童公園	1		1				1	
3	はまなす公園		4	1	1	1	1	1	
4	牧野児童公園			1	1				
5	新黒部グリーンタウン児童 公園		4	1	1			1	
6	北堀切児童公園					1	1		
7	杳掛児童公園								
8	大越児童公園								
9	立野児童公園			1	1		1		
10	舌山街区公園		4	1					
11	ふれあい湧水公園		17			1			3
	計	2	36	7	5	4	4	4	3

(別表2)

■管理運営費実績（仕様書業務）
（天神新児童公園外10都市公園）

□収支

(単位：千円)

区分			R3	R4	R5	摘要
大科目	中科目	小科目	決算額	決算額	予算額	
●収入			4,656	4,720	4,791	
市委託料			4,656	4,671	4,791	
市補助金						
利用料金						
その他				49		
●支出			4,656	4,720	4,791	
事業費	人件費	給与	679	1,313	2,460	臨時職員
		賃金	1,497	1,466	676	補助従事者
		福利厚生費	357	360	21	健康診断
	施設管理 運営費	旅費交通費	0	0	0	
		通信運搬費	0	0	0	
		消耗品費	237	104	260	作業用品等
		印刷製本費	27	21	0	
		修繕料	265	252	94	トイレ修繕等
		燃料費	151	146	260	作業機械燃料
		光熱水費	164	201	345	電気、上下水道
		委託費	440	515	510	浄化槽清掃等
		賃借料	16	16	0	
		原材料費	111	0	0	垣根用資材
		保険料	96	82	45	賠償責任保険等
		手数料	7	2	3	振込手数料
		公課費	29	150	47	自動車税等
その他	580	92	70	事務費等		

※上記歳入には原油高に伴う支援金（R4：49千円）を含みます。